

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部) の訂正報告書

フォルシア株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2024年12月9日

**【会社名】** フォルシア株式会社

**【英訳名】** FORCIA, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 屋代 浩子

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区新宿四丁目1番6号

**【電話番号】** 03-6457-4294

**【事務連絡者氏名】** 財務企画室長 石賀 健

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区新宿四丁目1番6号

**【電話番号】** 03-6457-4294

**【事務連絡者氏名】** 財務企画室長 石賀 健

### 1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2024年11月22日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第3 設備の状況 2 主要な設備の状況」並びに、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ④ 企業統治に関するその他の事項」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものとあります。

### 2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】	1
第3 【設備の状況】	1
2 【主要な設備の状況】	1
第4 【提出会社の状況】	2
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	2
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】	2
④ 企業統治に関するその他の事項	2
i 補償契約について	2
j 役員等賠償責任保険契約について	2

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【企業情報】

### 第3 【設備の状況】

#### 2 【主要な設備の状況】

(訂正前)

2024年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器 具及び備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア	ソフトウェ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備等	20,054	18,874	2,144	68,719	67,245	177,037	129

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は159,174千円であります。  
3. 当社は、デジタルビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第24期中間会計期間において主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等はありません。

(訂正後)

2024年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器 具及び備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア	ソフトウェ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備等	20,054	18,874	2,144	68,719	67,245	177,037	129

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は159,174千円であります。  
3. 当社は、デジタルビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第24期中間会計期間において主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### ④ 企業統治に関するその他の事項

##### i 補償契約について

(訂正前)

当社は、取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを予定しております。

(訂正後)

当社は、取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

##### j 役員等賠償責任保険契約について

(訂正前)

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することを予定しております。

保険料は全額当社が負担する予定ですが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じる予定です。

(訂正後)

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

保険料は全額当社が負担しております。贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。